



新川流域で開発を行う際には、

雨水浸透阻害行為許可が必要です。

平成18年1月1日、新川流域は、

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、**特定都市河川流域**に指定されました。

- 田畑など締め固められていない土地での**500㎡以上**の開発
(雨水浸透阻害行為=土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)は愛知県知事等の許可が必要です。
- 許可にあたり、技術的基準に従った**雨水貯留浸透施設**の設置が必要です。
- また、許可に伴い設置された雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為は、愛知県知事等の許可が必要です。

雨水浸透阻害行為許可が必要な例

田畑など締め固められていない土地に建物や駐車場を作る時

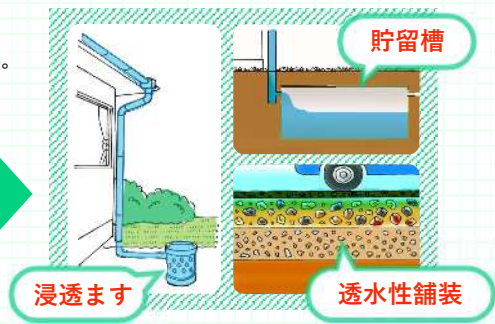
この他にも、田畑等を締め固めてグラウンドや資材置き場にする時、締め固められた土地をさらに宅地等にする時などにも許可が必要です。

※詳しくは、技術指針を確認していただくか、下記問い合わせ先にご確認ください。



雨水貯留浸透施設の設置

雨水を貯留・浸透させる対策が必要です。



問い合わせ先

- 許可申請は開発地の存在する市役所・町役場で受けけます。
- 技術的基準や内容については、下記の**許可の申請先**にお問い合わせください。

開発地	許可の申請先	許可申請の受付窓口	連絡先(TEL)
名古屋市内	名古屋市長	名古屋市緑政土木局河川管理課	052-972-2882
一宮市内	一宮市長	一宮市建設部治水課	0586-28-8642
春日井市内	春日井市長	春日井市建設部河川排水課	0568-85-6361
小牧市内	愛知県知事 ■ 問合せ先 尾張建設事務所 河川整備課 052-961-4498	小牧市建設部河川課	0568-76-1141
清須市内		清須市建設部都市計画課	052-400-2911
北名古屋市内		北名古屋建設部施設管理課	0568-22-1111
豊山町内		豊山町産業建設部まちづくり推進課	0568-28-0944
犬山市内	愛知県知事 ■ 問合せ先 一宮建設事務所 河川整備課 0586-72-1434	犬山市都市整備部土木管理課	0568-44-0334
江南市内		江南市水道部下水道課	0587-54-1111
稲沢市内		稲沢市建設部治水課	0587-32-1389
岩倉市内		岩倉市建設部維持管理課	0587-38-5813
大口町内		大口町建設部建設課	0587-95-1626
扶桑町内		扶桑町産業建設部土木農政課	0587-93-1111
あま市内	愛知県知事 ■ 問合せ先 海部建設事務所 河川整備課 0567-24-2084	あま市建設産業部都市計画課	052-441-7112
大治町内		大治町建設部都市整備課	052-444-2711

関連リンク

- 開発地が新川流域かどうかの確認
「マップあいち
愛知県統合型地理情報システム」
URL : <https://maps.pref.aichi.jp/>
- 技術指針、様式等のダウンロード
「愛知県ウェブサイト
雨水浸透阻害行為のページ」
URL : <https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/shinkawa.html>
- 新川流域での流域治水の取組み
「新川、境川・猿渡川流域水害対策協議会」
URL : <https://www.pref.aichi.jp/site/ryuikichisui/>

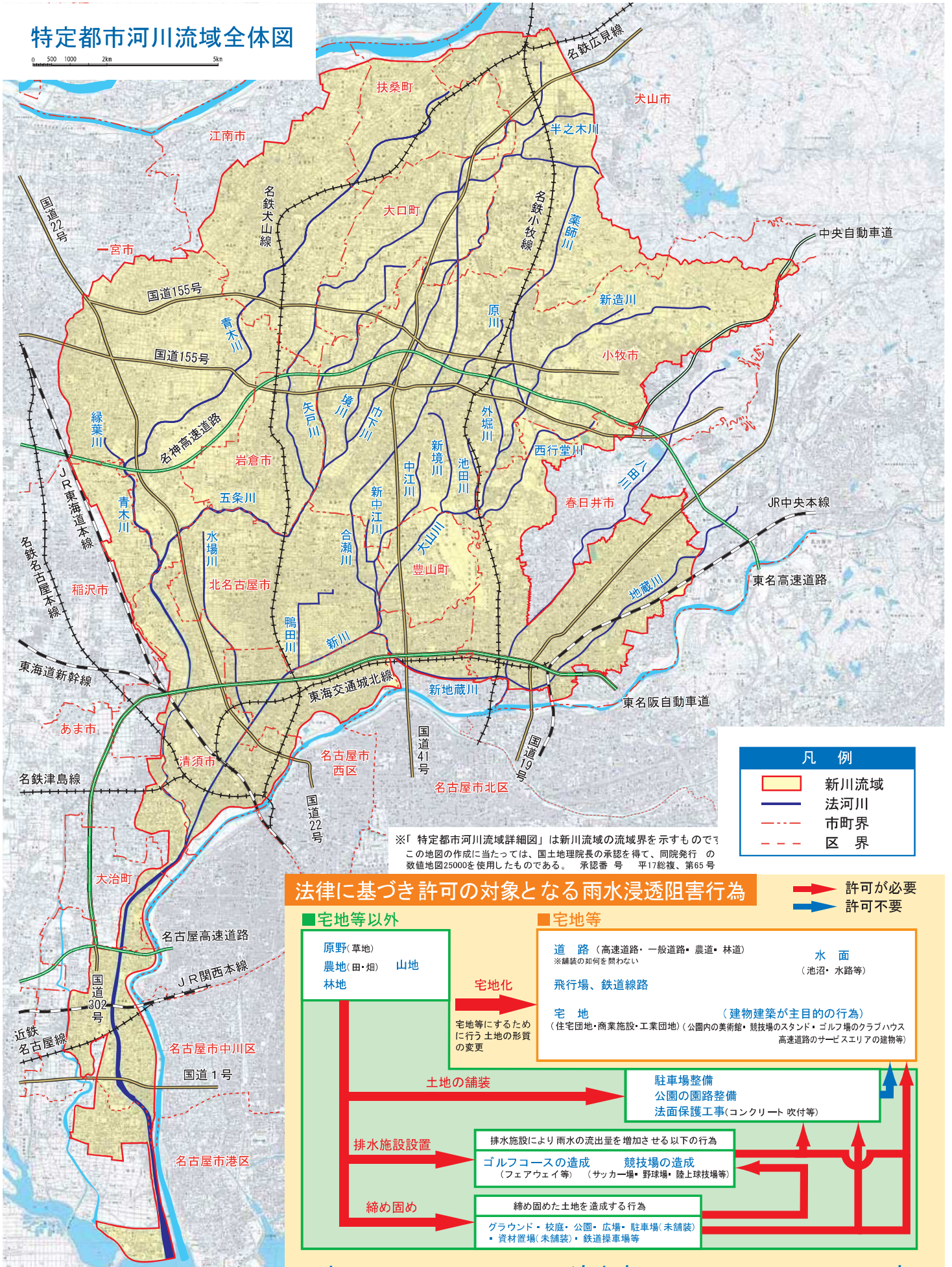
特定都市河川浸水被害対策法について
愛知県建設局河川課計画グループ

TEL : 052-954-6555

2024年4月1日

特定都市河川流域全体図

0 500 1000 2km 5km



凡 例	
	新川流域
	法河川
	市町界
	区 界

※「特定都市河川流域詳細図」は新川流域の流域界を示すもので、この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000を使用したものである。承認番号 平17総復、第65号

法律に基づき許可の対象となる雨水浸透阻害行為

➡ 許可が必要
➡ 許可不要

■宅地等以外

原野(草地)
農地(田・畑) 山地
林地

■宅地等

道路(高速道路・一般道路・農道・林道)
※舗装の如何を問わない
水面(池沼・水路等)
飛行場、鉄道線路
宅地(建物建築が主目的の行為)
(住宅団地・商業施設・工業団地)(公園内の美術館・競技場のスタンド・ゴルフ場のクラブハウス
高速道路のサービスエリアの建物等)

宅地化

宅地等にするため
に行う土地の形質
の変更

土地の舗装

排水施設設置

締め固め

駐車場整備
公園の園路整備
法面保護工事(コンクリート吹付等)

排水施設により雨水の流出量を増加させる以下の行為
ゴルフコースの造成(フェアウェイ等) 競技場の造成(サッカー場・野球場・陸上競技場等)

締め固めた土地を造成する行為
グラウンド・校庭・公園・広場・駐車場(未舗装)
資材置場(未舗装)・鉄道機車場等

小

流出率
(雨水のうち河川に流出する割合)

大